

女性問題ワークショップ

テーマ： 男女共同参画社会へ向けた地域市民との連携

参加者： 熊本側 シェルター in 熊本代表、熊本学園大学教授 篠崎 正美
株式会社コロバス代表取締役社長 前崎 弥生
男女共生推進課 上村 清美

ハイデルベルク側

男女平等推進局長 ドゥエルテ・ドムツィヒ
男女平等推進局 職員 ドリス・ラッシュ
男性相談所「Jeder Mann e.V.」代表 マイノルフ・ハートマン
女性が女性を助ける会代表 イフヒ・ホフマン
ハイデルベルク市議会議員 ウルリッケ・ベック
未来工房 シャルロット・ローリッシュ
ハイデルベルク大学女性相談室長 アグネス・スペック
ほか

日 程：

女性問題ワークショップ日程		
10月5日 (火)	午前	市内視察(ハイデルベルク城及び大学近辺)
	午後	ワークショップ事前打ち合わせと内容確認
	夜	夕食会
10月6日 (水)	午前	DV防止の取り組み(非公開)
	午後	女性の社会参加(公開、パネリストディスカッション)
	夜	女性問題ワークショップ参加者と夕食
10月7日 (木)	午前	ワークショップ疑問点の確認とまとめ
	午後	・ ワークショップまとめ ・ ギャラリーウォーク形式によるプレゼンテーション
	夜	全ワークショップ参加者と夕食会

「女性問題ワークショップ」全体報告

男女共生推進課

1 はじめに

今回で3回目となる「女性問題ワークショップ」は、両市の取り組みに関する情報交換だけでなく、ボランティア活動を続けられている市民の皆さんが、その活動を通して市の取り組みにどう関わられているか、どのような連携が必要かについて、市民の方々主体で意見交換していただき、「市民協働」を目指す今後の活動につなげることを目的として実施したものです。

2つの具体的なサブテーマに沿って、活発かつ建設的な意見が交換され、全体報告会においては、両市における相違点や共通点、そして今後取り入れられるべき点などを確認し、さらには、参加者間の相互理解・交流ができ、大変意義深いワークショップとなりました。

2 ワークショップ及び交流などの概要

10月5日(火)

(午後)

【ワークショップ全体の事前打ち合わせ及び導入(取り組み内容の確認)】

- 両市のDV防止の取り組み -

ハイデルベルク市

1980年 DV被害者のための公設民営シェルター設立。

2000年までドイツで政権を握っていたのはCDU(キリスト教同盟)で、「(DVは)個人間の問題で国が手を出すことではない」という見解を持っていた。2001年政権がSPD(ドイツ社会民主党)へ移行すると、急速に流れが変わり、DV防止に対し、積極的な取り組みが行われるようになる。

2000年 退去命令法(州の法律)成立。

2001年 Round Table(警察が発起人となり、関係機関から人を募り、必要な防止対策を講じているもの)の設立。

2002年 (ストーカー等を含む)暴力保護法(国の法律)成立。

2003年 ^{1参照}him(Heidelberg interventionsmodell gegen Gewalt)公設民営のDVに

国内での設置数は非常に少ない

関する仲介場所(男性側:加害者更生のための施設、女性・子ども側:被害者及び子ども支援施設)設立

プロの相談員へ補助金交付(有償ボランティア)。まだまだ不足

himや退去命令などがあっても依然シェルターは必要。表に見えないDV被害や移民、年代による認識の差など問題は多く、カバーできていない。何より目撃者、被害者である子どもたちへの支援がこれからの目標。

熊本市

2001年 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(通称DV防止法)成立。

2002年 各県に配偶者暴力支援センター設置(売春防止法に基づき設置されていた県の母子寮を支援センターに充てたもの 公的シェルター)。

同センターの相談員あるいは県・市福祉事務所の相談員が従来の相談に加えDVの相談を受けるようになる。

国内で実施している都市は少ない

2004年 民間シェルターへの補助金交付。

公的シェルターは入所制限（金銭的な余裕や親戚がいる場合など入所不加入）滞在期間制限（原則2週間）外出禁止や外部との連絡制限、手続き上速やかな対応に限界があるなど、被害女性のニーズに十分応えることができない状況がある。このギャップを埋める形で、女性の権利についての確かな視点を持つ市民により民間シェルターが生まれ運営されており、その存在意義は大きい。また民間シェルターの中に過去に被害体験を持つ会員がいる場合もあり、被害者の精神的ケアの面でも大きな役割を果たしている。

2004年 ²参照 改正DV法成立 12月施行

両市のDV防止に関する法律上の大きな相違点

「退去命令」

日本における退去命令は、DV防止法の中の保護命令下にあるのに対し、ハイデルベルク市のそれは、「退去命令法」という独自の法律（州の法律）である。また、その内容としては、日本が「被害者が安心して家を出るための準備をする期間を保障するもの」であるのに対し、ハイデルベルク市においては「警察立ち会いで、加害者がその場で家を出なければならないもの」であるという点で大きな違いがある。さらに言うならば、離婚の意思が定まった時点で、警察がその住居を被害者のものとする手続きをとるため、住むところに困ることがない。

注釈)

1 「him」: 前述の「ラウンドテーブル」から提案されたもの。女性SOSの電話相談は多いにも関わらず、警察への相談がほとんどないことから、相談窓口を充実させる必要があると思われた。2001年のラウンドテーブル設立当初から2年間熟考の末、男性用、女性用それぞれの相談・仲介の場「him」を開設することとなる。相談員に適任と思われる人物（プロ）の選出もラウンドテーブルで行っている。



2 主な改正点

- (1) 配偶者からの暴力の定義を保護命令に関する部分を除き、身体に対する暴力だけでなく心身に有害な影響を及ぼす言動まで拡大した。
- (2) 保護命令の対象を元配偶者にも広げる。接近禁止命令は、被害者と同居している子どもも対象にする。退去命令の期間を2週間から2ヵ月に延長し、再度の申立ても可能とする。
- (3) 市区町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施を可能にする。
配偶者暴力相談支援センターは、保護だけではなく、自立支援に関する責務を持つことを明確化し、調整機能の発揮についても明記した。
- (4) DV対策に関して、国に基本方針を、都道府県に基本計画の策定を義務づけた。
- (5) 警察による必要な援助、および、福祉事務所などの自立支援の明確化した。
- (6) 関係諸期間に関する苦情の迅速・適切な処理に努めること。
- (7) 外国籍の人・障害者への対応を明記した。
- (8) 3年をめどとした見直しをおこなう。

10月6日(水)

(午前)

【「him」の相談・仲介活動の場紹介】

(1) 加害者(男性)の相談、更生のための施設「JederManne.V.」

代表 マイノルフ・ハートマン氏(男性)

相談・仲介の現状説明

関心を持っているのはむしろ女性の方である。男性が自発的に相談にくる件数は少ない。しかし、周りから、例えば地域ネットワークから、あるいは関係機関のほうから相談を勧めってもらうことで、少しずつ男性からの相談が増えてきている。

ここでは、自分が暴力という罪を犯していることに気づかず、何をしてよいかわからない加害者に対し、コミュニケーションの取り方の練習やグループセラピー、個人セラピーなどを通してながら更生へのプログラムを行っている。

また、警察から退去命令が出されると、男女は個々にそれぞれの施設で相談を受けるよう勧められる。双方の相談状況から、今後とるべき道がよりはっきりしてくる。

例)一組のカップルに退去命令が出される。女性側はシェルターに入所し、傷害で告訴したにもかかわらず、「更生の見込みがあるならば戻ってもよい」という考えを持っていた。

一方、男性はなかなか相談にも訪れず、警察を介して面接を行うと、更生への意志は見られず、かわりに離婚の意志があり、子どもについても「日曜日に会えればそれで良い」と言う。その報告を受け、女性は離婚し、自立することを決めた。

日本における加害者更生の現状(篠崎教授から)

加害者更生について、日本では、残念ながら、効果があるとは思えない状況。

「人は誰も所有できない」というジェンダー論を抜きにして、単にコミュニケーションの練習で問題解決につながるのか疑問である。

ジェンダー意識の有無で効果に差があるかもしれない。ジェンダーアイデンティティが確立している人(成人男性)よりも、まだジェンダー意識がない若い世代を対象に、学校におけるプログラムに重点を置くことの方が先と思われる。

ただ、自発的に関わってくる人に対してはある程度の更生が見られたことから、今後日本でも退去命令後、このようなプログラムがあることを勧めると達成度が上がるかもしれない。

(2) 被害者及び子ども支援施設代表 イフヒ・ホフマン氏

(女性、自らが被害体験を持つ彼女の活動は主に被害女性や子どもへの支援)

活動の内容紹介 (時間に制限があったため篠崎教授との質疑応答形式となる)

篠崎 : (被害女性は)子連れで逃げてくるのか。

ホフマン : 子どもがいる場合、皆連れてくる。ほとんどシェルターで受け入れるが男の子は14歳以下まで。

篠崎 : 日本では連れてこない場合がある。

ホフマン : 日本では男性のもとに戻る人は、多いのか。

篠崎 : 多い。ドイツにおいては?

ホフマン : シェルターを出た後、自立の道が増えてきたので、今は2/3程度が自立している。

篠崎 : 日本の場合、シェルターの子連れで入所したら、その間子どもは安全確保のため学校に通えないが、ハイデルベルク市では通学しているとか。父親が子どものところに来たりしないのか。

ホフマン： 学校との連携で気をつけている。100%大丈夫とはいえないが、場合により福祉課の人間が付き添うなど対処している。また、母親が子のために接近禁止を訴えることができる。

篠崎： 12月の法改正で、子どもへの接近禁止が認められるようになるが、子どもをだしに戻らざるをえないケースが多い。
また加害男性が母親との密着度が高い場合が多く、その結果、祖母が見てくれるから、ということで親権が男性側になる。

ホフマン： ハイデルベルクでも親権の問題は難しい。しかし、退去命令後は、児童相談所が第三者的に判断し、子どもを守る最善の措置を講じる。

篠崎： 子どもが発達上の障害を持つことがある。ケアはどうされているか。

ホフマン： まだスタート地点だが、相談機関が、子の心の傷や障害について母親の認識を高め、安定した絆を築いてもらうよう働きかけている。

(午後)

【女性の社会参加について(公開ディスカッション)】

(1) ドムツィヒ男女平等推進局長「女性の政治参加を促進のためのプロジェクト」説明

すばらしい活動、貢献をする女性が多いにもかかわらず、余りにも政治参加する女性が少なく、その結果、女性の声が政治に反映されない。

市が女性の政治参加促進のための2つのプロジェクトを立ち上げる

- ・未来工房(女性ボランティア市民会議に近いもの) 考えを表明 市議会にかけ決議
- ・政治的なボランティア活動への資格取得プログラム

未来工房参加者の声：

日常のボランティア活動をする人々と横の連携ができ、活動しやすくなり、内容にも広がりができた。井戸端会議ではなく実質のあるものだった。

はじめは抵抗があり、なかなか受け入れてもらえなかったりしたが、少しずつ理解してもらい、アイデアが成功した。

政治的なボランティア活動への資格取得プログラム参加者の声：

職場で「多くの男性の中で自分の考えを主張することが大変」と思ったのが参加のきっかけだった。今では自信をつけ、新しい町の開発に関わっている。

上記2つのプロジェクトは意義深かった。

(2) 前崎氏 熊本市河原町2プロジェクトの報告

熊本市の現状として、ハイデルベルクのプロジェクトのようなものはないが、かわりに、何年もかけて街の再生ボランティアを続けられている前崎さんの活動を紹介。前崎氏から発表。

街の再生にチャレンジ

街の中心市街地からそう遠く離れていないところに、今

回私が街の再生にチャレンジした<河原町>はあります。市役所から5つめの路面電車の停留所、そこが<河原町繊維問屋街>としてかつて栄えたエリアです。

築40年のこのエリアは、かつて街の中心を果たしていましたが、流通の構造変化による問屋という産業の衰退、経営者の高齢化、交通道路の変更などによりスラム化の一途をたどっていました。

今から3年ほど前、この河原町の現状に出会い、以前親しんでいた場所であった為、その



空き店舗状態がほうって置かれたという現実非常にショックを受けたと同時に、ビルそのものにも愛着が湧きました。とても懐かしいレトロな街並になっていたのです。

- ・2001年河原町の物件に出会い、12月、組合長と交渉オーナーリストを入手しました。
- ・2002年3月まで、オーナーと連絡をとりましたが、相続人が県外におられたり、高齢のため体調不良でお会いできなかったり、引越し先不明などで住所が不明だったり、交渉はなかなか進捗しませんでした。
- ・2002年4月、オーナー側との接触よりも入居者側を募る戦略を取ることに変更し、友人の協力を得てイベントを開催。60名近く集まりました。
- ・2002年9月に第一号店が決定しました。

以来、一年間に20組のクリエイターとオーナーが契約終了し、河原町はマスコミ注目の話題のスポットとなりました。

入居条件は、手作り感、建物のイメージを壊さず、できればリサイクルなどでSHOPを造る事、商品は自らでクリエイションしたものを展開することでした。

都市再生モデル調査

2003年7月には、初の国の政策である『全国都市再生モデル調査』に600の応募の中から177件選ばれました、申込期日ぎりぎりになりましたが、申込を街並トラストから熊本市に受け入れてもらい、国へスピード提出したという経緯がありました。自立する街づくりをテーマに選ばれ、450万円の助成金を獲得しました。下水道、電気、ガスなどライフラインの調査、共有通路、屋上など建物に対する検査をいたしました。



現在進行形の河原町2

再生した街の維持を考えるにあたり、一人で街の再生に携わることへの限界を感じるようになりました。今は入居者が自分たちで自治管理できるように努力中です。そういう意味でこのプロジェクトはまだ終わっていません。現在進行形なのです。

このように素晴らしいボランティア活動をされている女性がたくさんいる。熊本市としては、積極的にその現状を知り、その声を聞き、支援していくことが必要である。そのひとつの糧とするためにも男女共生推進課では、未来工房のような女性市民会議を設立する予定である。このワークショップで知り得たことを是非活かしたい。

これから先、さらに女性の政治参加を進めるためには

- ・女性の見方、声が失われないように引き続き積極的にプロジェクトを進める必要がある。女性登用が5:5の割合で進むように活動を続けることが大事。
- ・学生を対象としたセミナーは有効と思われる。
- ・勇気を出して前に出るには、市の援助が必要。

10月7日(木)
 (午前)
 【ワークショップのまとめ】
 (午後)
 【全体報告会(公開ギャラリーウォーク)】



両市間で最も重要な共通点		両市間で最も異なる点
<ul style="list-style-type: none"> ・暴力防止法(日本では「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」)がある ・相談機関がある ・退去命令がある ・被害者支援シェルターがある ・公的助成金がある まだまだ不十分 	D V 防 止 の 取 り 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・退去命令の内容が違う(ハイデル:男性が家を出る、離婚成立後は、女性が居住する家となる、日本:女性が家をでる。) ・熊本ではラウンドテーブルが機能していない ・ハイデルベルクには専門職(有償ボランティア)がある
<ul style="list-style-type: none"> ・女性の活発な社会参加がある ・まちづくりへの女性からの提案、プロジェクトがある 	女 性 ボ ラ ン テ ィ ア 政 治 参 加	<ul style="list-style-type: none"> ・女性市議会議員登用率 (ハイデルベルク市:38%、熊本市15%) ・ハイデルベルク市の方が積極的に行政が市民に関わっている 熊本市には女性の活動拠点「総合女性センターがある」 ・ハイデルベルク市では女性ネットワークが十分機能している
市民の役割		
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動が行政に貴重な刺激をもたらす ・ボランティア活動だけでは限界がある 行政との連携が不可欠 ・女性のさらなる政治参加が不可欠(イニシアティブは市民である) 		

3 総括

《DV防止の取り組みについて》

改正DV法施行を機に、市としてできる事を再確認し、積極的に被害者支援に取り組むことが必要です。

具体的には本年度から始まったDV民間シェルターに対する補助金制度の更なる充実を計ること、そして、関係機関・民間支援団体とのネットワークをさらに強化し、何が必要とされるかを熟考していくこと等があげられます。

《女性の政治的・社会的参加について》

積極的にボランティア活動等で活躍されている女性の現状を知り、その声を聞き、支援すること、さらには皆さんの横のつながりを広げるネットワークづくりに関わる必要があります。そのひとつの糧とするためにも今後設立予定の女性市民会議において、ワークショップで知り得たことを活かせば、と考えています。

また、女性の声を市政に反映するためにも、まず審議会への女性登用率アップが望まれます。そのためには、さらなる女性人材の育成、発掘が不可欠であり、今後の重要課題と思われます。

シェルター in 熊本代表、熊本学園大学教授 篠崎 正美

DV は、2000 年、2002 年の交流の際にも重要なテーマだったが、今回もそうであった。3 日間の情報交換でその理由が分かった気がした。2000 年は、バーデン・ビュルテンベルク州でドイツでは初めて、州法で DV 加害者に対する「退去命令法」が施行され、しかもそのモデル的实施がハイデルベルク市で行われているとのことである。また、2002 年には、ドイツ連邦として「暴力禁止法」が制定施行され、DV の防止や被害者支援、加害者の更正が、女性政策の重点的なテーマとなっていたのである。もちろん、わが国でも、2001 年に DV 防止法が施行され、時期的には同時期の対処であるだけに、ドイツと日本、ハイデルベルク市と熊本市の DV にたいする法的枠組みや具体的施策の共通点と差異がなにかを、ハイデルベルク側として、かなり強い関心をもたれていた。もちろん、熊本市においても、安心安全なまちづくりにおいて、公的社会的な場での暴力はもちろん、私的な見えない領域で暴力がはびこることがないことは、基本的に重要なことであり、互いの経験を交換することはとても意義のあることだった。

国としての法的枠組みの違いもある。DV の現場で加害者に警官が退去命令を出せることがそれである。日本では保護命令を裁判所に申し立てても、決定までに平均で 2 週間近く時間がかかる。この間はもちろんのこと、保護命令が出た後も被害者は更なる暴力に会わないよう、シェルターに逃げ隠れ続けると言うのが多くの実態である。加害者に、更正プログラムが有効になされている確立が日本ではまだ非常に低く、専門的にこのことを研究実践している人や団体が東京などに偏在していると言う問題も在る。

ドイツでも全国的にこうした偏在性はあるのかもしれないが、少なくともハイデルベルク市では、公共の安全と被害者保護のために、加害者更正のしごとに 1000 万円を越える公的資金を投入し、民間の専門家による組織（イエーデルマン）に委託。相当な実績を挙げているようだ。この事業はまだ、始まって 1 年半くらいとの事であるが、昨年一年で、30 人を越える加害者が、個人カウンセリングやグループセラピーをうけ、更正を果たしたと言われていた。

私達の実情を振り返ると、年間 15 人くらいの女性を避難させ、仕事や住宅の確保・離婚を経て自立を手助けしているが、加害者のその後の状況には、多くの場合、情報もなく、関与はほとんどない。シェルターの側からは、加害者との接点がないのが通常である。（もちろん、直接加害者との接触は危険である）。被害者が「自立」していても、どこかでばったり会うのではないか、そのとき安全は保たれるのだろうかと言う不安は完全にぬぐわれることはない。効果的な加害者更正は速やかに確立されるべきだと感じた。また、加害者更正プログラムを実施する専門家組織が、被害者女性の支援団体（シェルター運営者）とも、プライバシーに配慮しつつ情報交換を行っているということも、日本ではあまり行われていないことで、関心を持った。「専門性」が相互に確立していると言う信頼関係がないと、こうした連携は可能ではないであろう。

シェルター運営においても、公的資金が投入され、民間シェルターではあるが、有給で専門性のあるスタッフが働いているとの事である。もちろんボランティアの参加もある。シェルター運営については十分にお話を聞く時間が無かったが、サポートにおける専門性という観点からは、フェミニズムの視点をきちんと持った臨床心理士やソシアルワーカーの確保は、有給でないと大変難しい。日本では、都道府県における、配偶者暴力被害者相談支援センターには、有給の相談員がいるけれども、ここへの被害者入所条件はかなり厳しく（被害女性が仕事に行けない、など）シェルターに入らざるを得ないケースも多いわけで、民間シェルターでも専門的スタッフの確保問題は、非常に重要だと痛感する。

ところで、ハイデルベルク市で短期間に、公的資金を投入するこのように実質的な DV 対処施

策が展開されたのはどうしてだろうと疑問に思った。この点を質問すると、女性政策課長のドムツイヒさんは、「そこなんです」と、答えられた。裁判所、検察、警察、市役所、議会等関係機関がラウンドテーブルについて、本当に効果的な施策を行うにはどうしたらいいかを議論する、というものである。何だ、当たり前じゃないか、と一瞬思ったが、考えてみると、熊本市や熊本県が毎年のように実施されている「DV 関係機関・団体連携会議」がハイデルベルク市の「ラウンドテーブル」に相当する。けれども、ここが、「本当に必要な施策」について議論する場になっているのだろうか？ということである。関係者が集まり、実際の課題解決に向けての有効・必要な具体的施策の議論とその裏づけとしての財政基盤を考えることも、ラウンドテーブルまたは連携会議の役割として重要ではないかと感じた。情報交換という現在の姿も、必要ではあるが十分でないように思う。

一方、私どもの熊本シェルターとしても、今年度、貴重な市民の税金の中からシェルター運営費を頂いたので、真に必要なサポートはどうあるべきかについていっそう真剣に議論し、「専門性」を確立しなければと自戒させられた。

2006年には、再び、ハイデルベルク市から熊本においでになる予定とのことなので、私たちの組織にも、進歩が見えるように、仲間と頑張っていきたいと思う。

株式会社 コロンバス代表取締役社長
前崎弥生

ハイデルベルク市との友好関係も 13 年目を迎えられ、文化活動交流、専門医師団の技術交流、教育指導における留学など、両市の長年の国際交流を経て、今回、幸山市長とウェーバー市長との話し合いから新たなステージを迎えて提案されたワークショップ。

両市の市民活動（青少年、高齢者、女性、環境）を通じ、市民ボランティア同士とともに話し合い、それぞれソリューションの中から学び合おうという主旨に基いた両市交流の方針が、有効かつ的確に終了したことを実感し、体験してまいりました。ハイデル側のワークショップの進め方にも感心させられ、男女平等推進局や行政の在り方にも同感させられましたが、さらにこの交流が今後熊本の市民協力の一助となることも確信いたしました。加えて今回、このような方針に基いたプロジェクトに参画できたことで、私個人にも大きな成長が見られたことは、最大のメリットでした。お礼申し上げます。また篠崎教授と同チームだったことにも感謝しております。大変勉強になりました。ありがとうございました。

当初、DV のこと、ボランティア活動との女性の政治参加がどのようにつながっていくのか、理解ができていませんでした。（実は何年もかかり、作り上げられた明確な指針と信念がハイデル側にはあったのでした。）

街づくりをやっている私には、当然、DV 問題などの知識もなく、篠崎教授の活動、ハイデル側の活動報告から、おくればせながら現地で具体的な DV のあらまし、現状、法律、そしてその違い、その原因までもを知ることになったわけです。さすがセラピストとあって「素人」と見抜かれたのか？ハートマンさんは私にもわかる説明でなかなか興味深い見解（男性と女性の関係）までお話をくださいました。今や私でさえ DV の全容をお話することができるようになった気がするのです（笑）。

DV に限らず、女性にしか理解できない特有のさまざまな問題は、ドイツにおいても日本においても、男性の封建的思想が長く続いた歴史をもち似た社会背景のなかで、少子化問題、女性の自立問題へと発展します。ハイデルベルク市での今回の一貫したテーマの根底にある、ボランティアへの考え方は、ただ「空いた時間を捧げる」という無償ボランティア集団ではなく、「名誉職」と言うプライドと信念をもった、システムづくりのようでもあります。ボランティア活動だからこそ生まれる、大切な新しい発想、試み。その勇気と、精神力、その実績は貴重なものであり、その芽を育て、支えていく必要が行政にはあるということです。ボランティアを拡大し組織化する成功の秘訣の一つに、キーマンを専門家し、資金を投入し、システムネットワークすること。小さなボランティア活動の芽が育てられ生き生きと輝き、人々に潤いを与え、街が豊かになっていくという発想でした。投資はまた、マーケティングとしても有効で、そこで培った状況を調査分析、次期ステップの資料としても社会的に価値があるという見解です。

DV 問題であれ、少子化問題であれ男女平等でないことで起こりうる数々の社会問題の隙間は、政治や物事の決定の場に女性が少なすぎることに原因があると、ハイデル側の男女平等推進においてリーダーである、ドムツィヒ局長はおっしゃいます。食事中でさえ熱心に、なぜ女性リーダーが育たないのか？（根本的な問題が男女差別にあるのか？含め）もっと明確な「つかみ」を欲しがっておられるようでしたが、なかなかこの答えは私からご提供できる実績やアイデアはありませんでした。もっと問題意識をもって参画すべきではなかったかと反省しています。

ドムツィヒ局長は、社会学者で 13 年前、ハイデル市に男女平等推進局が新設されると聞き公募し、その局長にまでなったツワモノです。とてもおしゃれで聡明な、憧れの人となりました。

ちょっとマドンナ似なのでそれを伝えたら、フシダラなイメージであるといい顔をされず、私は、そうではないマドンナがああ美貌でなお一斉を風靡するには、とことん追及されたプロ意識が根底にあり作られているのだと申し上げたら、まんざら例えられても悪くないか？って感じでした。執務室もインテリアセンス抜群で職員の方々、そして市会議員、ボランティアの皆さんととても仲のいいフレンドリーな関係が見てとれ、感心いたしました。彼女の立場は民間と行政という壁がまったく無いようにさえ思えます。

彼女がキーマンであり、女性政治参画不足の問題意識から＜未来工房＞はできたのです。驚くべきは、そのアイデアが市議会で取り上げられ議事に上るということです。そうでなければ、推進局としてはやる意味がないのでしょうか。恐るべしドムツィヒ女史です。

ハイデル DV 関係の助成金は 2300 万（ちなみに熊本市は 50 万）きっと彼女が推進し、勝ち取った予算でしょう。（ハイデルの人口は熊本市の 5 分の一くらい）

熊本に来られた際は、ぜひ私の参加する女性団体（レディース懇話会、異業種交流会女性の会）で講演していただきたく交渉をお願いしたいところです。

最後に、ウェーバー市長始め、ワークショップに関わる、国際交流課、男女平等推進局の皆様、フレンドリーで丁寧、おしゃれでスマート、聡明なコーディネーターぶりにホスピタリティの基本を再認識しました、観光客 350 万人をほこる、小さな街＜ハイデルベルク＞は、ホスピタリティあふれる、すばらしい街であったことをご報告いたします。

今、ウィーバー市長からいただいた CD を聞きながらこの報告を書いています。

仕事柄、デザインやコーディネートに関心のある私は、ハイデルベルク側のおもてなしというプレゼンテーションがすべてにおいてすばらしく（お金はかかっているのに）ここまで徹底されていることに感服いたしました。（2004.10.22）

男女共生推進課参事

上村 清美

ワークショップ開催以前、話し合いの具体的内容を決定するやり取りの中で、提案されたのが「DV防止への取り組み」と「ボランティア活動をする女性の政治的参加」の2つでした。後者について、熊本市としては、政治分野への女性登用率はまだまだ低く、そのため、政治分野にこだわらず「ボランティア活動をする女性の意思決定の場（審議会など）への参加」と変更していたはずでしたが。蓋を開けてみると結局「女性の政治参加」でディスカッションする段取りになっていました。

「なぜ？」。そう思いましたが、理由がすぐに分かり、納得しました。ハイデルベルク市では、意思決定の場どころか、市議会議員の女性登用率は38%（2004年）約4割という段階までできているのです。連邦議会では33%（2002年）ハイデルベルクが属する州議会においては21.8%と低く、ドイツの中でもハイデルベルク市は進んでいると言えます（ちなみに熊本市は15%）。それでも、あくまで50%であって初めてフェアだ、と言い切るハイデルベルク側の姿勢に、「女性の中から、より多くの代表を送り出したい。そのためには、更に何をすべきか」という熱い思いが込められていました。

ハイデルベルク市では政権が変わると政策への影響が大きいと、現在の市長（女性、ドイツ社会民主党）のもとでは女性問題の解決にかなり力を注がれていますが、その後の政権次第では、政策が大幅に変わることも十分予想されます。実際、現時点で議席が一番多いのは、キリスト教同盟（議席11）で、それに続くのがドイツ社民党（議席9）と緑の党（議席9）です。ちなみに5年前の状況はキリスト教同盟（議席14）、ドイツ社民党（議席10）、緑の党（議席6）でした。このようなことを考え合わせると、「女性の声を反映できる状態を少しでも早く確立させなければ」という女性たちの心の声が聞こえてくるような気さえしてきます。

また、ハイデルベルク市における市議というのは、お金を稼ぐ仕事というより「名誉職」、そしてボランティア活動の延長に近いイメージがあり、給料もかなり低めです。ボランティア活動をする女性はその声を政治に反映するために市議になる、という流れが自然なこととして感じられます。冗談ですが「（熊本で）女性登用率を高めるには、申し訳ないけど市議会議員の給料を減額するのが一番早い方法かも」という話が飛び出したくらいです。

このように政治分野における女性の登用が進んでいるハイデルベルク市ですが、一方で抱えている課題は尽きないようでした。例えば、今回のワークショップではテーマになりませんでした。少子化の問題、教育問題は深刻なようです。ドイツでは学校が半日で終了するのが普通で、昼から子どもの世話をするためパート勤めしかできない女性が多いということ、また、以外にも結婚あるいは出産を機にフルタイムの仕事をやめる女性が多いこと、子どもたちの学力低下などについて、ワークショップ以外の所で、切々と語られました。「熊本では、学校の授業が午後まで行われ、児童育成クラブという制度もあり、大変興味深い」とも言われていたようです。程度に差こそあれ、女性問題はどの国、都市においても多岐分野にわたる課題を持つものであると痛感しました。

最近ドイツだけでなくヨーロッパ全体で女性のボランティア活動、特に街づくりや政治面への活動に関心が向けられつつあり、その影響は少なからず日本にも及ぶことでしょう。そのことを考えると、一人で河原町の再開発に取り組まれている前崎さんは、ずいぶん先を歩まれている、と改めて感動しました。また篠崎教授におかれてはDV防止へのボランティア活動のみならず、政治、環境、まちづくり etc. いろんな分野で活動をされており、またその博識たるや、尊敬するばかりです。そんな女性たちがいるまち「熊本」が、将来もっと住みやすいまちになるよう、みんな力で合わせたい、と切に願っています。